

広島県告示第千七十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項の規定によつて、平成二十二年広島県告示第八百一号で設定した次の鳥獣保護区の存続期間を更新し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 更新する鳥獣保護区

三倉岳鳥獣保護区、大土山鳥獣保護区、男鹿山鳥獣保護区、竜王山鳥獣保護区、亀鶴山

鳥獣保護区、権現山鳥獣保護区及び指谷山鳥獣保護区

二 一のうち区域表示を変更して更新する鳥獣保護区

1 竜王山鳥獣保護区

福山市地内の主要地方道福山尾道線と、市道赤坂大景線との交点を起点として、同所から同市道を南東方に進み、市道瀬戸金江線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み、主要地方道鞆松永線との交点に至り、同所から同地方道を北西方に進み、市道宮前柳津幹線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、一般国道二号線との交点に至り、同所から同国道を北東方に進み、主要地方道福山尾道線との交点に至り、同所から同地方道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域一円

2 亀鶴山鳥獣保護区

神石郡神石高原町地内の町道平井油木線と町道平井市場線の交点を起点として、同所から同町道を南方に進み、町道高校線との交点に至り、同所から同県道を西方に進み、町道市場野田丸線との交点に至り、同所から同町道を北西方に進み、町道福井線との交点に至り、同所から同町道を北東方に進み、町道平井油木線との交点に至り、同所から同町道を南東方に進み、起点に至る線で囲まれた区域一円

3 指谷山鳥獣保護区

庄原市高野町指谷山国有林一〇〇七林班い小班、同林班ろ小班、同林班は小班、同林班に小班、同林班か小班、同林班へ小班、同町高暮字葛畠五二六一番及び同字五二六二番地一の区域一円

三 存続期間

令和二年十一月一日から令和二年十月三十一日まで